

## 海上自衛隊訓令第4号

地方総監部組織規則（昭和45年総理府令第3号）第24条の規定に基づき、地方総監部の内部組織に関する訓令を次のように定める。

昭和45年3月2日

防衛庁長官 中曾根 康 弘

### 地方総監部の内部組織に関する訓令

地方総監部の内部組織に関する訓令（昭和36年海上自衛隊訓令第4号）の全部を改正する。

#### 目 次

##### 第1章 管理部

- 第1節 総務課（第1条—第4条の2）
- 第2節 人事課（第5条—第10条）
- 第3節 厚生課（第11条—第13条）
- 第4節 援護業務課（第14条—第14条の5）
- 第5節 施設課（第15条—第18条）

##### 第2章 経理部

- 第1節 経理課（第19条—第21条）
- 第2節 契約課（第22条—第24条）
- 第3節 原価計算課（第25条・第25条の2）
- 第4節 監査課（第26条・第27条）
- 第5節 原価監査官（第27条の2）

##### 第3章 衛生監理官（第27条の3）

##### 第4章 雑則（第28条—第30条）

#### 附 則

##### 第1章 管理部

##### 第1節 総務課

（総務課）

第1条 総務課に、次の3係及び広報推進室を置く。

総務係

文書係

## 法務係

2 前項に掲げる係のほか、横須賀地方総監部及び佐世保地方総監部の総務課に、それぞれ副官1人を置く。

(総務係)

**第2条** 総務係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 礼式及び服装に関すること。
- (2) 旗章及び標識の取扱いに関すること。
- (3) 渉外に関すること。
- (4) 庁舎、営舎その他の陸上施設の使用区分に関すること。
- (5) 庁舎、営舎その他の陸上施設の整頓その他の作業に関すること。
- (6) 当直勤務に関すること。
- (7) 構内の保安警戒及び規律の維持に関すること。
- (8) 部内及び課内の事務の総括に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、地方総監部の所掌事務で、他の所掌に属しないものに関すること。

(文書係)

**第3条** 文書係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 地方総監部の公印の管守に関すること。
- (2) 公文書の接受、発送、編集、浄書及び保管に関すること。
- (3) 文書の審査（法務係の所掌に属するものを除く。）及び進達に関すること。
- (4) 海上自衛隊史の編集の資料の整理に関すること。

(法務係)

**第3条の2** 法務係においては、訴訟、損害賠償、損失補償及び海難審判並びにこれらに関する重要な文書の審査に関する事務をつかさどる。

(広報推進室)

**第4条** 広報推進室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 広報に関すること（次号に掲げる事項を除く。）
- (2) 広報の成果の分析及び評価に関すること。

(副官)

**第4条の2** 第1条第2項に規定する副官は、課長の命を受け、地方総監の庶務をつかさどる。

## 第2節 人事課

(人事課)

**第5条** 人事課に、次の4係及び職員人事管理室を置く。

人事係

補職係

服務係  
検査係  
(人事係)

**第6条** 人事係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 自衛官、自衛官候補生、予備自衛官及び予備自衛官補（次号、次条及び第10条において「自衛官等」という。）の任免に関する事。
- (2) 自衛官等の補充に関する事。
- (3) 予備自衛官及び予備自衛官補の招集に関する事。
- (4) 試験に関する事。
- (5) 課内の事務の総括に関する事。

(補職係)

**第7条** 補職係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 自衛官の補職に関する事。
- (2) 自衛官等の人事記録に関する事。

(服務係)

**第8条** 服務係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 隊員の分限、懲戒、服務及び規律に関する事。
- (2) 隊員の勤務評定に関する事。
- (3) 隊員の表彰に関する事。
- (4) 営舎外居住に関する事。

(検査係)

**第9条** 検査係においては、知能、性格等に関する適性検査に関する事務をつかさどる。

(職員人事管理室)

**第10条** 職員人事管理室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 隊員（自衛官等を除く。以下この条において同じ。）の任免に関する事。
- (2) 隊員の補充に関する事。
- (3) 隊員の人事記録に関する事。

### 第3節 厚生課

(厚生課)

**第11条** 厚生課に、次の2係を置く。

厚生係  
共済係

(厚生係)

**第12条** 厚生係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 隊員の宿舎に関する事。

- (2) 隊員の退職手当及び災害補償に関すること。
- (3) 隊員の福利厚生に関すること。
- (4) 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）の規定による若年定年退職者給付金に関すること。
- (5) 課内の事務の総括に関すること。

（共済係）

**第13条** 共済係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 隊員の共済組合に関すること。
- (2) 隊員の恩給に関すること。

#### **第4節 援護業務課**

（援護業務課）

**第14条** 援護業務課に、次の2係及び就職援護専門官1人を置く。

企画係

援護係

- 2 前項の係及び就職援護専門官のほか、横須賀地方総監部の援護業務課に市ヶ谷就職援護室を置く。

（企画係）

**第14条の2** 企画係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 隊員の再就職の援助の計画及びその実施の調整に関すること。
- (2) 課内の事務の総括に関すること。

（援護係）

**第14条の3** 援護係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 求職のための公共職業安定所等との連絡その他再就職のための求職活動に関して隊員に協力すること（企画係の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 隊員の再就職を容易にするための広報の実施に関すること。

（就職援護専門官）

**第14条の4** 就職援護専門官は、課長の命を受け、隊員の再就職に対する援護に関し、専門的知識を必要とする事務をつかさどる。

（市ヶ谷就職援護室）

**第14条の5** 市ヶ谷就職援護室においては、東京都における第14条の2第1号及び第14条の3各号に掲げる事務をつかさどる。

#### **第5節 施設課**

（施設課）

**第15条** 施設課に、次の3係を置く。

施設係

管財係

## 施設整備係

(施設係)

**第16条** 施設係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 施設の取得及び建設の要求に関すること。
- (2) 施設の研究改善に関すること。
- (3) 施設器材及び港用品の研究改善に関すること。
- (4) 施設、施設器材及び港用品の整備に係る環境保全に関すること。
- (5) 課内の事務の総括に関すること。

(管財係)

**第17条** 管財係においては、行政財産の管理に関する事務をつかさどる。

(施設整備係)

**第18条** 施設整備係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 施設の維持及び修理に関すること。
- (2) 施設器材及び港用品の整備に関すること。

## 第2章 経理部

### 第1節 経理課

(経理課)

**第19条** 経理課に、次の2係を置く。

経理係

出納係

(経理係)

**第20条** 経理係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 経費の要求に関すること。
- (2) 経費の執行計画及び割当てに関すること。
- (3) 部内及び課内の事務の総括に関すること。

(出納係)

**第21条** 出納係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 収入、支出及び現金の出納保管に関すること。
- (2) 債権の管理に関すること。

### 第2節 契約課

(契約課)

**第22条** 契約課に、次の2係を置く。

契約係

審査係

(契約係)

**第23条** 契約係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 物品及び役務の調達、行政財産の取得並びに物品及び国有財産の処分に関する契約（以下次号及び次条において「契約」という。）の締結に関すること。
- (2) 契約の履行の確認に関すること。
- (3) 課内の事務の総括に関すること。

（審査係）

**第24条** 審査係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 契約の方法及び契約の相手方の決定に関すること。
- (2) 契約に伴う苦情の処理に関すること。

### **第3節 原価計算課**

（原価計算課）

**第25条** 原価計算課に、原価計算係を置く。

（原価計算係）

**第25条の2** 原価計算係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 予定価格の作成に関すること。
- (2) 原価計算に関すること（原価監査官の所掌に属するもの除く。）。

### **第4節 監査課**

（監査課）

**第26条** 監査課に、監査係を置く。

（監査係）

**第27条** 監査係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 会計に監査に関すること。
- (2) 会計事務の指導に関すること。
- (3) 会計事務の研究改善に関すること。

### **第5節 原価監査官**

（原価監査官）

**第27条の2** 経理部に、原価監査官1人を置く。

- 2 原価監査官は、地方総監の定めるところにより、経理部長の命を受け、物品及び役務に係る原価監査及び原価調査に関する事務をつかさどる。

## **第3章 衛生監理官**

（衛生監理官）

**第27条の3** 管理部に、衛生監理官1人を置く。

- 2 衛生監理官は、地方総監の定めるところにより、管理部長の命を受け、次に掲げる事項に関し、専門的助言を行う。
  - (1) 保健衛生に関すること。

- (2) 適性検査に関すること。
- (3) 衛生器材の整備に関すること。
- (4) 衛生器材の研究改善に関すること。

#### 第4章 雑 則

(技術補給監理官及び衛生監理官に係る兼補)

**第28条** 技術補給監理官又は衛生監理官は、それぞれ造修補給所長又は衛生隊司令の職にある者をもつて充てる。

(室長)

**第28条の2** 室に室長を置く。

- 2 室長は、課長の命を受け、室務を掌理する。

(係長)

**第29条** 係に係長を置く。

- 2 係長は、課長の命を受け、係の分掌事務を掌理する。

(委任規定)

**第30条** この訓令に定めるもののほか、地方総監部の内部組織に関し必要な事項は、海上幕僚長が定める。

**附 則** (抄)

- 1 この訓令は、昭和45年3月2日から施行する。

**附 則** (昭和47年1月27日海上自衛隊訓令第1号基地隊の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第13条)

この訓令は、昭和47年2月1日から施行する。

**附 則** (昭和53年1月30日海上自衛隊訓令第5号防衛庁組織令の一部を改正する政令の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令第6条)

この訓令は、昭和53年1月30日から施行する。

**附 則** (昭和56年7月10日海上自衛隊訓令第42号)

この訓令は、昭和56年9月1日から施行する。

**附 則** (昭和63年4月8日海上自衛隊訓令第21号)

この訓令は、昭和63年4月8日から施行する。

**附 則** (平成元年5月29日海上自衛隊訓令第24号)

この訓令は、平成元年5月29日から施行する。

**附 則** (平成2年6月8日海上自衛隊訓令第14号)

この訓令は、平成2年6月8日から施行する。

**附 則** (平成2年10月1日防衛庁訓令第38号防衛庁職員給与法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係訓令の一部を改正する訓令第49条)

この訓令は、平成2年10月1日から施行する。

**附 則**（平成3年4月12日海上自衛隊訓令第13号）

この訓令は、平成3年4月12日から施行する。

**附 則**（平成4年4月10日海上自衛隊訓令第21号）

この訓令は、平成4年4月10日から施行する。

**附 則**（平成5年4月1日海上自衛隊訓令第15号）

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

**附 則**（平成6年6月24日海上自衛隊訓令第19号）

この訓令は、平成6年6月24日から施行する。

**附 則**（平成10年12月2日防衛庁訓令第46号防衛庁設置法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係訓令の整備等に関する訓令第26条）

この訓令は、平成10年12月8日から施行する。

**附 則**（平成12年3月3日海上自衛隊訓令第5号）

この訓令は、平成12年3月24日から施行する。

**附 則**（平成13年9月27日海上自衛隊訓令第40号）

この訓令は、平成13年10月1日から施行する。

**附 則**（平成19年1月5日防衛庁訓令第1号防衛庁の省移行に伴う関係訓令の整備に関する訓令第82条）（抄）

1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

**附 則**（平成19年3月27日防衛省訓令第10号懲戒手続に関する訓令等の一部を改正する訓令第38条）

この訓令は、平成19年3月28日から施行する。

**附 則**（平成22年6月30日防衛省訓令第29号懲戒手続に関する訓令等の一部を改正する訓令第39条）（抄）

1 この訓令は、平成22年7月1日から施行する。

**附 則**（平成24年4月6日防衛省訓令第15号防衛省職員給与施行細則等の一部を改正する訓令第23条）（抄）

1 この訓令は、平成24年4月6日から施行する。

**附 則**（平成26年5月30日国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令第23条）

1 この訓令は、国家公務員法等の一部を改正する法律の施行の日（平成26年5月30日）から施行する。

**附 則**（平成26年7月31日任命権に関する訓令等の一部を改正する訓令第7条）

この訓令は、平成26年8月1日から施行する。

**附 則**（平成28年5月18日防衛省職員給与施行規則等の一部を改正する訓令第7条）

この訓令は、平成28年5月18日から施行する。

**附 則**（令和3年3月31日防衛省訓令第18号俸給支給機関の指定等に関する訓令の一部を改正する訓令第35条）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**（令和4年3月15日防衛省訓令第10号俸給支給機関の指定等に関する訓令等の一部を改正する訓令第45条）（抄）

この訓令は、令和4年3月17日から施行する。